

## 訪問看護におけるリハビリテーションについて

### 【訪問看護におけるリハビリテーションとは】

指定通所リハビリテーションのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合であり、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に算定できるものです。

### 【理学療法士等による訪問看護とは】

理学療法士等による訪問看護とは、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

- ◎ 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士等の間で利用者の状況、実施した内容を共有してください。
- ◎ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成してください。
- ◎ 主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士等が実施した内容も一体的に含むものとします。
- ◎ 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成してください。
- ◎ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時<sup>※1</sup>及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問<sup>※2</sup>により利用者の状態の適切な評価を行ってください。

※1 「訪問看護サービスの利用開始時」とは、利用者が過去2月間（歴月）において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。

※2 「利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問」とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第2の4（4）より

### 主な留意事項

◎利用者の状態を適切に評価するための訪問について

時期	方法
利用開始時	・ 初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことが原則です。
定期的な看護職員による訪問	・ 少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問が必要です。

## POINT

- ・訪問看護費は、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行った場合に算定できるものです。一方、看護職員の訪問は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するに当たり“利用者の状態の評価をすること”を目的として行うものです。そのため、“利用者の状態の評価をすること”のみを目的として看護職員が訪問したものについて、訪問看護費を算定することは適切ではありません。
- ・訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、内容等を記録してください。

### 【理学療法士等の訪問について】

#### 訪問看護費

理学療法士等による訪問看護は、当該訪問看護事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）、緊急時訪問看護加算（Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ）、特別管理加算（Ⅱ）、看護体制強化加算（Ⅰ）及び看護体制強化加算（Ⅱ）のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

※厚生労働省作成

理学療法士等による訪問		緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問回数	看護職員 $\geq$ リハ職	—	8単位減算
	看護職員 $\leq$ リハ職	8単位減算	8単位減算

#### 介護予防訪問看護費

理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算します。介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

※厚生労働省作成

理学療法士等による訪問		緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問回数	看護職員 $\geq$ リハ職	12月を超えて行場合5単位減算	8単位減算※
	看護職員 $\leq$ リハ職	8単位減算※	8単位減算※

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算